

職業安定分科会（第 224 回）	資料 2 - 2
令和 8 年 5 月 15 日	

外国人労働者の雇用管理の改善等に関して事業主が適切に対処するための指針の一部を改正する告示案概要

「外国人労働者の雇用管理の改善等に関して事業主が適切に対処するための指針の一部を改正する告示」（案）について（概要）

厚生労働省職業安定局外国人雇用対策課

1. 改正の趣旨

- 外国人労働者の雇用管理の改善等に関して事業主が適切に対処するための指針（平成19年厚生労働省告示第276号）は、労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和41年法律第132号。以下「労働施策総合推進法」という。）第7条に定める事項に関し、事業主が適切に対処することができるよう、事業主が講ずべき必要な措置について定めたものである。

- 外国人の受入れ・秩序ある共生のための総合的対応策（令和8年1月23日外国人の受入れ・秩序ある共生社会実現に関する関係閣僚会議決定）において、外国人雇用状況届出制度の運用改善を図ることとされたこと、及び令和9年4月1日に出入国管理及び難民認定法及び外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律の一部を改正する法律（令和6年法律第60号。以下「改正法」という。）が施行し、新たに育成就業制度が創設される予定であること等を踏まえ、外国人労働者の雇用管理の改善等に関して事業主が適切に対処するための指針（平成19年厚生労働省告示第276号）について、必要な見直しを行うもの。

2. 改正の内容

事業主が講ずべき措置等として次のとおり見直しを行うほか、所要の改正を行う。

- (1) 外国人労働者の雇用管理の改善等に関する基本的考え方（第二関係）
 - (i) 労働施策総合推進法第7条に規定されているとおり、事業主は外国人の雇用管理の改善に努める責務及び再就職の援助に関し必要な措置を講ずるよう努める責務を有することを記載する。
 - (ii) 秩序ある共生社会を実現するに当たって、日本人労働者が共生社会の実現について理解し協力するとともに、外国人が共生の理念や日本の文化等を理解し、責任ある行動をとることができるよう、事業主が適切な雇用管理等を行うことが重要であることを規定する。
 - (iii) 不法就労は決してあってはならず、事業主が不法就労をさせた場合には、出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）の罰則が適用され得るという認識の下、適切な措置を講ずるべきであることを明記する。

- (2) 適正な労働条件の確保（第四の二関係）
 - (i) 短時間・有期雇用労働者又は派遣労働者である外国人労働者については、短時間・

有期雇用労働者及び派遣労働者に対する不合理な待遇の禁止等に関する指針（平成 30 年厚生労働省告示第 430 号）の適用を受けることを明記する。

- (ii) 事業主が短時間・有期雇用労働者又は派遣労働者として外国人労働者を雇い入れたときに明示しなければいけない事項として、通常の労働者との間の待遇の内容及び理由等に関する説明を求めることができることを明記する。

(3) 適切な人事管理等（第四の五関係）

- (i) 日本語教育の推進に関する法律（令和元年法律第 48 号）の規定に基づき、外国人労働者及びその家族に対する日本語学習の機会の提供等の支援に努めることが事業主の責務であることを規定する。
- (ii) 事業主は、日本語能力に配慮した教育訓練の実施その他必要な措置を講ずるよう努めることを規定する。
- (iii) 改正法の施行を踏まえ、育成就労外国人の帰国旅費に関する事項を規定する。

(4) 外国人労働者の雇用状況の届出（第五関係）

- (i) 外国人雇用状況の届出をせず、又は虚偽の届出をした場合には、労働施策総合推進法に規定する罰則が適用され得ることに留意することを明記する。
- (ii) 外国人雇用状況届出を届け出る際に確認し、届け出るべき事項から、特定産業分野及び法務大臣が特に指定する活動に関する記載を削除する。
- (iii) 外国人雇用状況届出を届け出る際に、在留カードを確認する場合に、出入国在留管理庁が提供する在留カード等読取アプリケーションを使用し、在留カードの券面情報との整合性を確認することが適切である旨を規定する。

(5) 育成就労外国人に関する事項（第七の二関係）

改正法の施行を踏まえ、事業主が、外国人の育成就労の適正な実施及び育成就労外国人の保護に関する法律（平成 28 年法律第 89 号）等に規定する内容に留意し、育成就労の適正な実施及び育成就労外国人の保護に取り組むこと等を規定すること。

3. 根拠条項

- 労働施策総合推進法第 8 条

4. 適用期日等

- 告示日：令和 8 年 5 月下旬（予定）
- 適用期日：令和 9 年 4 月 1 日（（1）、（2）（i）、（3）（i）及び（ii）並びに（4）（i）及び（iii）の規定は令和 8 年 6 月 14 日、（2）（ii）の規定は令和 8 年 10 月 1 日）（予定）